

平成 29 年度事業計画

福生市では、改正介護保険制度における新しい総合事業が実施されます。「高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう地域全体で高齢者を支援する」「高齢者自身、自らの持つ能力を最大限に活かして介護予防に努める」と国が提唱するように、社会福祉協議会も地域に根差す福祉団体として「住民主体」の活動を推進することで、介護予防・生活支援サービスの拡充を図ります。

また、改正社会福祉法も施行され、ガバナンスの強化、地域における公益的な取り組みと事業に対する透明性の強化が求められています。

社会福祉協議会には、この様にめまぐるしく変わる様々な制度改正や、地域のニーズを敏感にとらえ、きめ細やかに対応する力がより一層求められています。福祉事業を的確に遂行するために専門性を兼ね備えた人材の育成や、新しい事業の実施や開拓を進めるとともに、行政を初め地域の住民や各種機関・団体等と連携・協働して、事業の積極的な推進を図ることで、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指します。

なお、本年度事業の重点項目は次のとおりです。

1 福生市地域福祉活動計画～ささえあいプランふっさ～の推進

行政計画である地域福祉計画が策定され、改正介護保険法による新しい総合事業の実施が平成 29 年度を目途に進められることに伴い、2 年間延伸された現計画も今年度が計画最終年となります。現計画の基本計画に掲げる活動等の推進を図るとともに、これまでの事業活動の成果を検証し、地域で必要とされるニーズの把握と市民と市民活動団体の主体的な参加によるこれからの社協の計画づくりを進めます。

2 社協らしい事業の展開

新たに、「輝き市民サポートセンター事業」を福生市から受託するとともに、これまで実施してきた各種事業についても、市民・行政・各種団体等の負託に応え、地域福祉を推進する中核的団体として、より一層充実した事業運営に努めます。

3 災害に備えた社協の体制強化

災害に備え、地域の住民や各種機関・団体と連携して、小地域福祉活動など日常的な地域の支え合いの仕組みづくりを構築し、更に、福生市との「災害時におけるボランティア活動等に関する協定書」に基づき、行政と協働して災害に備えた取り組みの強化に努めます。

4 時代に対応した社協の体制づくり

財源確保が非常に厳しい状況下において、引き続き経営体制づくりの強化に努め、より効果的に事業を推進するための業務改善、組織の改正を継続して実施するとともに、社協職員としての資質の向上を図り、職員が専門性を発揮し、新たな事業の開発・実施に努めます。